

家庭用エアコンの家電リサイクル料金(再商品化等料金)改定について

東芝ライフスタイル株式会社は、特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づく特定家庭用機器のうち家庭用エアコン(ユニット形エアコンディショナー)の再商品化等に必要な行為に関する料金(以下、リサイクル料金)を2026年2月1日から下記の通り改定します。

記

1. リサイクル料金改定の内容

品目	改定料金	現行料金
家庭用エアコン(ユニット形エアコンディショナー)	500 円 (税抜) 550 円 (税込)	900 円 (税抜) 990 円 (税込)

2. 改定日 2026年2月1日

3. 改定料金の適用

- (1) 上記改定料金は、1台あたりで、全国一律です。
- (2) 上記改定料金に加え、小売業者や市町村などの収集運搬料金が別途発生します。

4. 料金改定の背景

今回のリサイクル料金の改定は、処理工程の改善や製造業者の業務効率化などにより費用削減が進んだことを受け、適正な料金を検討した結果、家電リサイクル法第20条に基づき実施するものです。

今回の改定により、消費者の皆様の負担を軽減し、適正な廃棄を促進することで、不法投棄防止を目指します。

以上

掲載されている情報(内容およびお問い合わせ先など)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【一般のお客様からのお問い合わせ先】

東芝生活家電ご相談センター フリーダイヤル：0120-1048-76
受付時間：9:00～18:00(平日・土)、9:00～17:00(日・祝日)【当社指定休業日を除く】